

第四 鐵鋼第二次統制

一 鐵鋼製品ノ配給統制

(1) 釘、針金、鉄線配給統制要綱

一 統制品種

釘、亜鉛引鉄線（針金）、鉄線

二 統制組織及統制方法

中央釘、針金鉄線配給統制協議会ヲ設置シ同協議会ニ於テ商工省監督ノ下ニ各品種ノ生産比率及配給数量ノ決定等ヲ行ヒ右決定ニ基キ製造業者ノ統制団体（日本線材製品工業組合聯合会）及取買業者ノ統制団体（商業組合）ヲシテ生産並ニ配給ノ統制ヲ実施セシム

尚地方ニ割当セラレタル数量ノ需要者（金物小賣商及小口需要者）配給数量ニ付テハ地方長官ノ監督下ニ地方釘、針金鉄線配給統制協議会ヲ組織セシメ之ガ決定ヲ為サシム

一 製造業者ノ統制団体

釘、針金、鉄線ノ製造業者ハ日本線材製品工業組合聯合会（東京鉄線工業組合）

以秋鋼線材製造工業組合、兵庫縣線材加工工業組合、愛知縣秋鋼線材製造工業組合、福岡縣線材製品工業組合、(1) 組織スルヲ以テ右工業組合聯合ノ製造業者間ノ販賣数量ノ割當、生産数量ノ割當、販賣数量ノ割當、(2) 其他配給ノ調整及ノ配給協議会ノ決定ニ基ク統制ノ実施ニ當ラシム

② 販賣業者ノ統制団体

針、針金、鉄線ノ販賣業者ハ日本線材製品工業組合聯合会ノ選定シタル指定向屋及地方向屋ニ分テ夫々団体ヲ組織セシム

イ 指定向屋

指定向屋ハ日本線材製品工業組合聯合会ノ選定シテ東京及大阪ニ夫々商業組合ヲ組織ス

ロ 地方向屋

地方向屋ハ日本線材製品工業組合聯合会ノ選定シテ道并縣ニ夫々商業組合ヲ組織ス

③ 中央針、針金、鉄線販賣統制協議会

(1) 組織

日本鋼研製鐵株式會社、合工兼組合理事長、指定同屋東西組合代表ヲ以テ組
織ス

(三) 事業

- (一) 針金、鉄線ノ三品目ノ生産比率ノ決定
- (二) 府縣別小口需要ノ査定及之ニ対スル配給量(地方配給)ノ割当
- (三) 日本貿易振興會社ノ取扱ノ輸出品自家用及輸出品製造用ニ対スル配給ノ割
当

- (四) 中央協議會扱ニ屬スル需要ノ査定及之ニ対スル配給量(中央配給)ノ割当
イ、官廳需要

ロ、生産補充用需要ノ査定及之ニ対スル配給量ノ割当
ハ、定期需要ニ対スル配給量ノ割当

- (五) 地方配給、中央配給ニ対スル配給担当者ノ決定

- (六) 其ノ他統制ニ必要ナル事項ノ決定

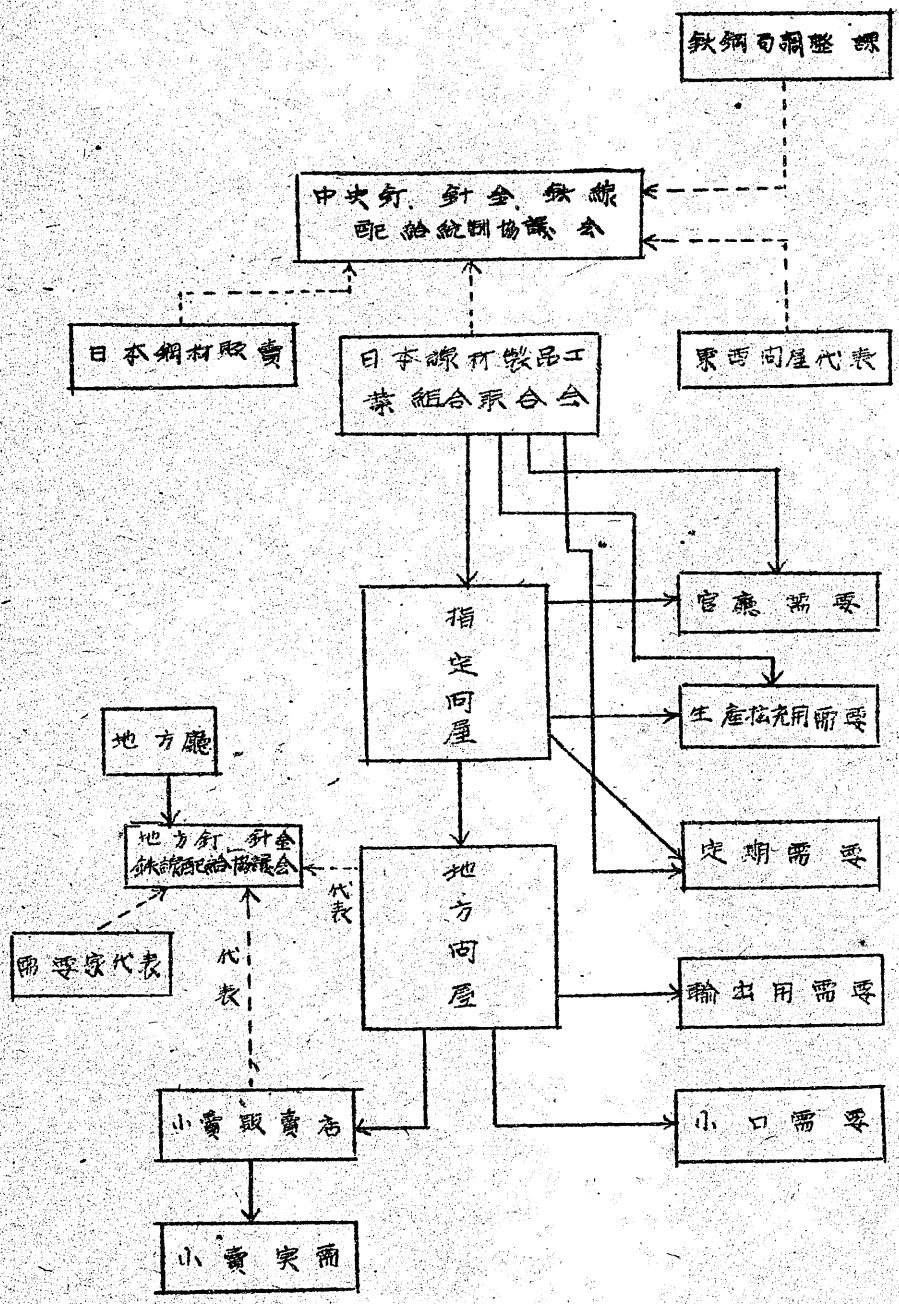
(四) 地方針金、鉄線配給統制協議會

イ、組織

経済部関係官 販賣業者代表（地方同産会物小賣商）実需表代表ヲ以テ相成

口 事 業

- (1) 全物小賣商ニ対スル配給数量ノ決定
- (2) 小口需要中ノ主要ナルモノニ対スル配給数量ノ決定
- (3) 其ノ他配給統制ニ必要ナル事項ノ決定



釘・針金・鉄線配給系統図

0409

三 販賣價格

釘、針金、鉄線ノ販賣價格ニ付テハ商工省ノ指示ニ從フモノトス

地方釘、針金、鉄線配給統制協議會運用方針

一 貴管下地方向屋ニ対スル配給數量ハ之ヲ貴管下ノ小口需要（地方向屋扱）及小賣実
帯（小賣販賣店扱）ニ充当ハルコト從ツテ地方向屋ハ小賣販賣店ガ他府縣ノ需要
者ニ供給シタル為貴管下ノ需要者ニ対スル供給數量ガ減少スルモ之ガ補給ヲ為サ
ズ

二 地方向屋ノ直賣數量ト小賣販賣店ノ販賣數量トヲ決定スルコト

地方向屋ハ釘ニ付テハ傳賣、針金、鉄線ニ付テハ卷賣ヲ為スコトトシ付レモ分賣ヲ

總テナルコト但シ小賣販賣店ニ販賣ル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

三 地方向屋ヲシテ取扱ハシムル小口需要（小口軍需小口官廳需要、輸出貨包装又ハ材

料用、鉗金鉄線加工用、包装木箱製造用、鉱山用、工場用、土木建築用等）

中ノ主要ナルモノ（地方同屋直賣ヲ為スモノ）ヲ決定スルコト。

四、前項ニ於テ決定シタル小口需要ニ対スル供給ヲ確保スル爲メ地方長官又ハ地方釘、針金、鉄線配給協議会ニ於テ釘、針金、鉄線配給票ヲ發行スルコト

五、賣地方ニ於テ發行スル配給票ハ賣地方ニ於テノミ有效ナルモノナルコトヲ明瞭ニ記載シ置クコト

六、地方同屋釘、針金、鉄線ヲ材料トス 製品ノ製造ヲ爲ス場合ニ於テハ地方釘、針金、鉄線配給協議会ノ承認ヲ受ケタル数量ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲サシムルコト 債加エヲ爲サシムル場合ニ於テモ右ニ準ジ承認ヲ受ケシメタル上之ヲ使用セシムルコト

七、今回決定シタル数量ハ一月乃至三月分ノ配給数量ナルガ二月以後ニ於テ右数量ヲ配給スル豫定ナルヲ以テ地方ニ於ケル之ガ配給統制ハ可及的速カニ実施スルコト

八、地方同屋及其レニ付スル配給数量ニ変更アリタル場合ハ其ノ都度通知スル中央釘、針金、鉄線配給協議会ニ於テ大口需要（一口十卷以上）トシテ引

九

0411

充アルモノハ軍需、官廳需要、生産力拡充ニ必要ナル需要、災害復舊ニ必要ナル需要、輸出荷造用ニ必要ナル需要及其ノ他一般ノ大口需要中緊急モラヲ得ザルモノト認メタルモノニ付優先的ニ配給スルモノトス從ツテ右以外ノ大口需要ハ引充数量ノ関係上中央協議会ニ於テ必ズシモ之ニ配給シ能ハサルヲ以テ其等ノ需要ニ対シテハ成ルヤク地方ニ於テ配給スル採取計度

(四) 鋼索配給統制要綱

一 鋼索（鋼捻線ヲ含ム以下同シ）ノ円滑ナル配給ヲ期スル為鋼索配給統制協議会（以下協議会ト稱ス）ヲ設ケ左ノ事業ヲ行フモノトス

(一) 毎四半期ニ於ケル鋼索ノ生産割当及用途別配給数量ヲ決定

(二) 其ノ他鋼索ノ配給統制ニ必要ナル事項

二 商工省ハ鋼索ノ各用途別需要ニ依リ毎四半期ニ於ケル各用途別割当数量ヲ決定シ之ヲ当該主務官廳及協議会ニ通知ス

三 官廳、生産力拡充、外地及田域ノ需要ニ付テハ鋼索配給要望書（正、副、寫、控）ノ

(五)ニ主務官廳ノ證明ヲ添メ（正、副）ニ通シ鋼索配給要望書（正、副、控）ノ（正

副)ニ通テ鋼索配給統制協議会ニ提出スルモノトス

五 協議会ハ前二項ノ鋼索配給要望書ヲ「毎月二十日」迄ニ取纏メ之ガ配給ヲ決定スルモ

ノトス

六 配給ノ決定ヲ爲シタル時ハ鋼索配給承認書(副)ニ協議会ノ配給承認ノ捺印ヲ押捺シ

之ヲ実需家ニ交付スルモノトス

七 実需家ハ前項ノ承認書ヲ協議会指定ノ鋼索製造業者ニ提出シ配給ヲ受ケルモノトス

八、鋼索製造業者ハ、配給業者ハ鋼索配給承認書ニ依ルニ在ラザレバ配給ヲナスコトヲ得ザルモノトス

九、実需家ハ原則トシテ従来ノ購入経路ニヨリ發註ヲ行ヒ、引受会社ナキトキハ協議会ニ之ヲ取得ノ斡旋ヲ依頼スルコトヲ得

十、鋼索製造業者ニシテ承認セラレタル事項ニ支障ヲ生ジメル時ハ遲滞ナク協議会ニ届出ヲ爲シ協議会ノ指示ヲ受クルモノトス

漁業用鋼索配給統制運用方針

一、農林省ハ農林商工両省ノ打合ニ基キ商工省ニ於テ漁業用トシテ創当テメル数量ノ範
田内ニ於ケル鋼索（鋼線入マニラ麻綱及釣魚用綱線ヲ含ム）ヲ更ニ道府縣又ハ海

洋漁業習習配給協会（以下單ニ海洋協会ト稱ス）ニ創当ルモノトス

二、道府縣又ハ海洋協会ハ前項ノ創当ニ基キ需要者又ハ需要者ノ団体ニ創当ヲ爲シ之ニ
相当スル鋼索配給要望書（以下單ニ要望書ト稱ス）正副ニ通テ作成シ直チニ之ヲ鋼

索配給協議会（以下單ニ協議会ト稱ス）ニ一括送付スルコト前項ノ要望書ノ作成及

送付ハ農林省ノ創当アリタル日ヨリ一ヶ月以内ニ之ヲ行フコト

三、協議会ハ道府縣又ハ海洋協会ヨリ送付アリタル前項ノ承認書（要望書副）ニ基キ直

ナニ鋼索製造業者ヲ決定シ之ニ協議会ノ證印ヲ押捺シ道府縣又ハ海洋協会ニ一括送付スルコト

四 道府縣又ハ海洋協会ヨリ送付アリタル承認書ヲ需要者又ハ需要者ノ団体ニ交付スルコト

五 前項ニ依リ承認書ノ交付ヲ受テタル需要者又ハ需要者ノ団体ハ之ヲ協議会指定ノ鋼索製造業者又ハ業者組合系統機関若ハ配給業者ニ提出シ鋼索ノ配給ヲ受クルコト
承認書ノ有効期間ハ協議会ノ承認ノ日ヨリ貳ヶ月以内トシ期間内ニ鋼索製造業者ノ手ニ到達スルヲ要スルコト

六 鋼索製造業者又ハ業者組合系統機関若ハ配給業者ハ承認書ニ依ルニ在ラザレハ鋼索ノ配給ヲ為スコトヲ得ザルコト

需要者又ハ需要者ノ団体ハ原則トシテ從來ノ購入経路ニ依リ配給ヲ受クルコト

七 需要者又ハ需要者ノ団体ハ承認書ニ依リ鋼索ヲ購入シタルトキハ運搬ナク之ヲ承認書交付ノ道府縣又ハ海洋協会ニ報告スルコト

八 道府縣知事又ハ海洋協会ハ前項ニ依ル報告ヲ取纏メタル上定期第一月ノ末日迄ニ農林省臨時農村対策部長ニ其ノ旨報告スルコト

船舶用鋼索配給統制運用方針

一 本方針ニ於テ船舶用鋼索トハ、澳船ヲ除キタル一切ノ船舶ニ於テ使用スル鋼索及造船所ノ設備用トシテ使用スル鋼索ヲ謂フ但シ造船業者ニ於テ裝備スベキ新造澳船用鋼索ハ前項ニ拘ハラズ船舶用鋼索トス

二 通信省ニ於テハ、商工省ヨリ船舶用トシテ割当アリタル数量ノ範圍内ニ於ケル鋼索

ヲ毎月左ノ四部ニ分テ割当ヲ行フ

(一) 海運組合法ニ依ル組合及之ニ準スル団体

(二) 造船事業法ニ依ル造船組合及之ニ準スル団体

(三) 公認セラレタル船舶荷役業組合及之ニ準スル団体

(四) 日本船員商業組合聯合会(内外船應急用)

三 前号各団体ハ、其ノ加盟ヲ需要者ヨリノ鋼索配給要望書(以下單ニ要望書ト稱ス)

ニ基キ前号ノ割当ノ範圍内ニ於テ需要者ニ分割割当ヲ爲シ、是ニ相当スル要望書ヲ

作成シ、規格別総括表ヲ添付シ通信省ノ證印ヲ求メ鋼索配給統制協議会(以下單ニ

協議会ト稱ス)ニ一括送附ス

但前号(二)ニ掲記ノ日本船員商業組合聯合会ハ、同理事長代表シテ割当ノ範圍内

ニ於テ特定地區ノ所屬組合ニ則当テ爲シ、以下前項ノ手續ヲ準用シテ處理ス
前記ノ要望書ハ毎月十五日迄ニ逓信省ニ提出ス

四、鋼索配給統制要綱ノ文ニ依リ承認書ノ交付ヲ受ケタル需要者ハ、承認書発行ノ日ヨ
リニケ月以内ニ是ヲ承認書指定ノ鋼索製造業者又ハ配給業者ヲ經由鋼索製造業者迄
ニ提出シ鋼索ノ配給ヲ受ク

五、需要者、承認書ニ依リ鋼索ヲ購入シタルトヤハ、遲滞ナク所屬団体ニ其ノ規格外敷
量ヲ報告ス

六、各団体ハ前号ニ依リ報告ヲ各四半期毎ニ取纏メ次期第一月ノ末日迄ニ逓信省管船局
ニ報告ス

七、第一号(ニ)ノ日本船兵商業組合聯合会判当ノ合ハ、特定地區ノ所屬組合ニ於テ共
同採管シ頃ニ要急ノ需要ニツキ需要者ニ販賣セラルベキモノトス。之ガ取扱方ハ左
ノ通リトス。

ア、需要者ハ現品ヲ購入セントスル地區組合ト連絡ノ上、別添様式ノ鋼索配給證明
欄ニ最管管海官廳ノ證明ヲ段々是ヲ前記地區組合ニ提出シ現品ヲ購入ス

イ、地區組合ハ各月末現在ニテ当月中ノ配給数量、在庫数量(各規格外)ヲ日本船

貝高紫組合聯合会ニ報告シ、同聯合会ハ翌月十日迄ニ逋信省管船局ニ是ヲ一括
報告ス

(ハ) 地區組合 (イ) ニ依ルニ非ズレハ鋼索ヲ販賣スルコトヲ得ズ
共同保管用鋼索配給證明願

七記ノ鋼索

船

丸運船上又ハ荷役上安全ノモノニツキ日本船具商業組合

聯合会

組合ノ共同保管用ヨリ配給相受度、特ニ緊急裝備ノ要アルコトヲ御

證明相成度候

構造

径(耗)

凡数

製品重量(悉)

用途

昭和 年 月 日

申請者

任 所
代 名

逋信局海事部出張所長殿

右 證 明 ス

管 海 官 廳

印

昭和 年 月 日

0419

地方鉄道軌道及専用鉄道（公私設鉄道）用鋼索ノ配給統制運用方針

一 尚工省鐵綱局ハ鉄道省監督局トノ打合ニ基キ地方鉄道・軌道及専用鉄道用（公私設鉄道用）鋼索ノ毎四半期ニ於ケル割当数量ヲ決定シ之ヲ鉄道省監督局及鋼索配給統制協議會ニ通知ス

一 実需家ハ鋼索配給要望書（正副書）ニ通テ鉄道同志會經由ノ上鉄道省監督局ニ提出スルモノトス

一 鉄道省監督局ハ割当数量ノ範圍内ニテ協議會ト協議ノ上査定ヲ行ヒ要望書（正）ニ蓋印ヲ押捺シ（正副）ニ通テ協議會ニ送付ス

一 配給ノ決定ヲ爲シタル時ハ鋼索配給承認書（副）ニ協議會ノ配給承認ノ蓋印ヲ押捺シ之ヲ鉄道同志會ヲ通シ実需家ニ交付スルモノトス

（ハ）硬鋼線配給統制要綱

一 本要綱ニ依リ配給統制ヲ実施セントスル硬鋼線トハ日本硬鋼線材加工工業組合ニ所屬スル組合員ノ製造スルモノトス

一 尚工省ハ硬鋼線ノ供給状況ヲ調査シ毎四半期各需要部門別ニ硬鋼線割当額ヲ決定シ之ヲ当該需要ノ主務官廳及日本硬鋼線材加工工業組合ニ通知スルコト

三、日本硬鋼線材加工工業組合ハ其ノ所屬組合員ニ對シ受註ニ適合シタル生産割當ヲ爲シ
毎四半期需要部門別割當額ノ硬鋼線ノ生産ヲ確保スルコト

四、硬鋼線ノ配給ヲ段ケントスルトキハ一定期日迄ニ日本硬鋼線材加工工業組合ニ對シ配
給申込ヲ爲シ左記ニ依リ日本硬鋼線材加工工業組合ノ指定シタル製造業者又ハ販賣者
ヨリ現品ノ配給ヲ受クルコト

(1) 充足軍需ニ就テハ各鉄鋼割當證明書發行担任官ノ發行ニ依ル資源名欄ニ「硬鋼線」
ト記載シタル充足軍需割當證明書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(2) 官廳需要ニ就テハ当該官廳ノ各鉄鋼割當證明書發行担任官ノ發行ニ依リ別紙様式
ノ硬鋼線配給申込書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(3) 外地用、計畫產業用、内地輸出用ニ就テハ当該需要ノ主務官廳ノ證明ヲ受ケタル
別紙様式ノ硬鋼線配給申込書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(4) 第三國向輸出用ニ就テハ輸出品原材料配給会社ニ於テ一括購入スルモノトス

(5) 其ノ他ノ需要ニ就テハ硬鋼線配給協議会ニ於テ決定シタル需要者別又ハ需要者団
体別割當額ノ範圍内ニ於テ大々現品ノ配給ヲ受クルコト

五、硬鋼線配給協議会日本硬鋼線材加工工業組合ニ設置シ商工省監督ノ下ニ前項第五號

- ニ 協ケル需要ニ付用途別割当額ノ決定ヲ為シ之ガ現品供給ノ確保ヲ図ルモノトス
- 六 當該需要ノ主務官廳又ハ輸出品原材料供給會社ハ商工省ヨリ通知アリタル毎四半期
需要部門別硬鋼線割当額ヲ起テ配給申込書ノ發行又ハ其ノ捺印若ハ暗入スルコトヲ
得ザルモノトス
- 七 充てん軍需ニ就テモ前項ト同様トス
- 八 日本硬鋼線材加工工業組合ハ每四半期終了後一ヶ月以内ニ当該期ニ於ケル所屬組合
員別生産実績並ニ需要部門別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト
- 九 日本硬鋼線材加工工業組合ハ現品ノ引渡ヲ了シタル硬鋼線配給申込書ヲ毎月末日取纏
メ之ヲ商工省ニ送付スルコト
- 五 本等綱ニ依ル配給統制ハ昭和十五年度第三四半期(十月三十一日)分秋期配当額
ヨリ之ヲ實施スルモノトス

(様式)

鋼鐵配給申請書

製造業者名
製造業者名
製造業者名

日本鋼鐵株式会社
需要者住所及氏名

昭和 年 月 日

0423

製品名	製品数量	素材換算重量	歩減率	需要月日	納入年月日

上記ハ昭和 年度第 期(月乃至 月) (例計画産業鉄鋼部門) 割当額内ヨリ配給ヲ受クルコトヲ承認ス

昭和 年 月 日

土務官廳発行担任官

(印)

- 記載注意
1. 歩減率ハ具体的註文ニ應ジ製品統制機関ニ付照会ス
 2. 製造業者ハ原則トシテ製品統制機関ノ指定スルモノヲハキス
 3. 製造業者ハ原則トシテ発注者ノ希望スルモノヲスルコト

(二) 熔接棒配給統制要綱

一 熔接棒、田畑ナル配給ヲ期スル爲ニ中央熔接棒配給統制協議会（以下単ニ協議会ト稱ス）ヲ設ケルノ事業ヲ行フモノトス

(一) 毎四半期ニ於ケル熔接棒ノ種類別生産割当及用途別配給数量ノ決定

(二) 其ノ他熔接棒ノ配給統制ニ必要ナル事項

二 前項ノ運用ノ田畑ヲ賜スル爲ニ農林及大臣ニ部会ヲ設ケ被覆熔接棒ノ生産並ニ配給ノ統制ニ當ランム

三 前項ノ熔接棒ノ各用途別需要ニ依リ毎四半期ニ於ケル各用途別割当数量ヲ決定シ之ヲ当該主務官廳及協議会ニ通知ス

四 官廳、充足軍需、計画産業、外地及再域ノ需要スル熔接棒（探検熔接棒並ニ被覆熔接棒）ニ付テハ熔接棒配給要望書ニ主務官廳ノ捺印ヲ求メ之ヲ協議会ニ提出スルモノトス

五 前項以外ノ需要ニシテ被覆セラルル熔接棒配給要望書ヲ協議会ニ被覆熔接棒ニ付テハ被覆熔接棒ニ付テハ被覆熔接棒配給要望書ヲ当該ノ部会ニ提出スルモノトス

六 協議会又ハ部会ニ於テハ前二項ノ要望書ヲ「五月二十日」迄ニ取纏メ之ヲ配給ヲ決定スルモノトス

七、配給ノ決定ヲ審シタルトキハ協議会又ハ部会ハ配給指圖書ニ配給担当者ヲ指定シテ之ヲ
実務家ニ交付スルモノトス

八、実務家ハ前項ノ指圖書ヲ協議会又ハ部会ノ指定シタル製造業者ニ提出シ配給ヲ受クル
モノトス

九、製造業者又ハ配給業者ハ配給指圖書ニ依ルニ在ラザレバ配給ヲ為スコトヲ得サルモノ
トス

一〇、官廳、充足軍需、計画産業、外地及田域ニ配給シタル熔接棒ヲ被覆加工セシムルトキ
ハ當該加工業者ノ所属スル統制団体ニ加工業者ノ氏名及其ノ品種別数量等ヲ報告スル
モノトス

一一、製造業者又ハ配給業者ニシテ指圖書セラレタル事項ニ支障ヲ生ジタルトキハ指圖書セラレ
タル協議会又ハ部会ニ届出ヲ為シ其ノ指圖書ヲ受クルモノトス

一二、本要綱ニ依ル配給統制ハ昭和十五年年度第三、四半期（十月乃至十二月）今鉄鋼割当額
ヨリ之ヲ実施スルモノトス

受理番號 號

熔接棒配給要望書

一 需要部門名 (官廳、外地、用域生産補充)
 一 使用場所 (若月名、又ハ一般民需ノ別)

- 一 使用豫定期間
- 一 價格仕様ハ希望銘柄
- 一 希望配給担当者住居番號ハハ七
- 一 希望納入所

品種	要望枚量	主務官廳査定枚量	配給決定枚量	決定配給担当者
	次定番號			
参考	被覆加工希望枚量	希望被覆加工業者	燃焼棒ヲ必要トスル鉄鋼材重量	鉄鋼材重量
	内款	鉄		

右配給相成度此表及要望候也

昭和 年 月 日

住所
氏名

中央公館建設協会の長

敬

右ノ請願部門名ノ昭和 年 月 日 期今ノ御当中ヨリ御命相成度謹印候也

昭和 年 月 日

中央公館建設協会

印

様式

珪素鋼板(美装鋼板)割當申入書

日本鉄鋼聯合会

昭和 年 月

請願者姓名
住所
電話番号

請願者住所氏名又ハ名稱

印

種	類	枚	置	用	途	期				備	考	
						要	日	次	日			日

0427

(六) 亞鉛鉄板配給統制要綱

最近ニ於テアル鉄鋼統制ノ強化ニ伴フ亞鉛鉄板ノ配給状況ニ鑑ミ、速ニ配給統制ヲ実施スルノ要アルヲ以テ左記要綱ニ依リテ之ヲ実施セントス

一 統制組織

亞鉛鉄板ノ製造業者及販賣業者ニ付夫々左ノ統制ヲ図ルモノトス

(一) 製造業者

亞鉛鉄板ノ製造業者ハ工業組合(日本亞鉛鉄板工業組合)ヲ組織スルヲ以テ

右工業組合ヲシテ統制ニ当ラシム

(二) 販賣業者

亞鉛鉄板ノ販賣業者ハ其ノ機能ニ依リ特定商屋及地方商屋別ニ商業組合ヲ組

織セシム

(三) 特定商屋

特定商屋ハ主要販賣業者ヨリ工業組合之ノ選定シ東京及大阪別ニ商業組

合ヲ組織ス

(四) 地方商屋

地方同屋、工業組合ニテ指定シ各府縣別ニ商業組合ヲ組織ス

(3) 特定同屋ハ徳ノ定メラレタル一定量ノ範囲内ニ於テ製造業者ト共ニ地方

同屋ニ対スル配給並ニ中央坂需季ニ対スル配給ニ当ルモノトシ地方同屋

ハ各府縣別ニ査定セラレタル需要ニ対シ各府縣ノ監督下ニ配給ヲ担当ス

ニ中央亞鉛鉄板配給協議会

亞鉛鉄板ノ配給ノ調整ヲ因リ為新工省ノ監督下ニ中央亞鉛鉄板配給協議会ヲ設置ス

(一) 組織

第一鋼材販賣株式会社、工業組合及特定同屋商業組合ノメンバーヲ以テ組織ス

(二) 事業

① 府縣別需要ノ査定及之ニ対スル配給量ノ割当

② 中央板(官廳需要、生産方採有用、輸出版業会社用、定期需要具)他ノ

査定及之ニ対スル配給量ノ割当

③ 地方同屋、中央板需要ニ対スル配給担当者ノ決定

④ 其ノ他統制ニ必要ナル事項ノ決定

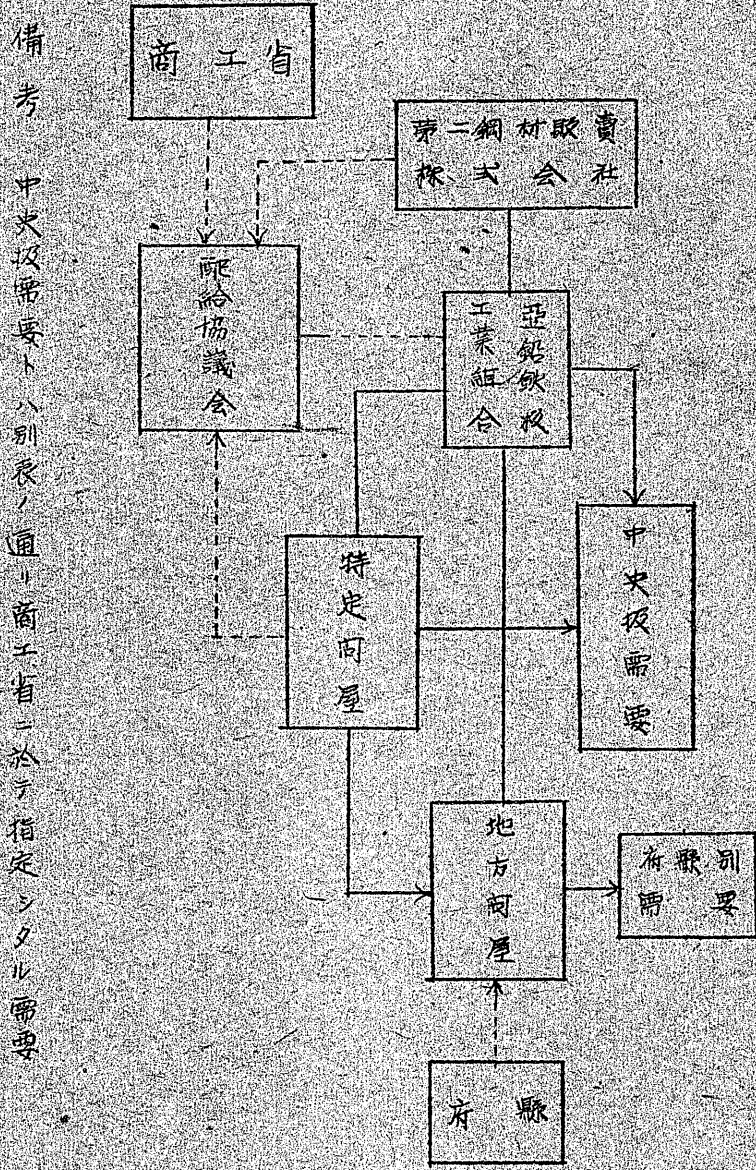
(三) 配給協議会ハ原則トシテ毎月一回之ヲ開催シ一月分ノ割当ヲ決定ス

尚協議会ニ部会ヲ設ケ原則トシテ毎週一回開催シ細部ノ事項ヲ協議決定ス

三 取 賣 價 格

亞鉛鉄板ノ取賣價格ニ付テハ商工省ノ指示ニ從フモノトス

亞鉛鉄板配給系統圖



備考 中央及需要トハ別表ノ通り商工省ニ於テ指定シタル需要

(ハ) ドラム権配給統制要綱

- 一 本要綱ニ依リ配給統制ヲ実施セシムルトドラム在トハドラム在工業組合聯合会ニ所属スル組合員ノ製造スルモノトス
 - 二 首工省ハドラム権ノ需給状況ヲ調査シ毎四半期各需要部門別ニドラム権判当額ヲ決定シ之ヲ当該需要ノ主管官廳及ドラム権工業組合聯合会(以下ドラム権工研ト称ス)ニ通知スルコト
 - 三 ドラム権工研ハ其ノ所属組合員ニ対シ受託ニ適合シタル生産判当ヲ爲シ毎四半期需配部門別当額トドラム権ノ生産ヲ確保スルコト
 - 四 ドラム権ノ配給ヲ受ケントスルトキハ一定期日迄ニドラム権工研ニ対シ配給申シテ爲シ左記ニ依リドラム権工研ノ指定シタル製造業者又ハ取扱業者ヨリ現貨ノ配給ヲ受ケルコト
- (イ) 充足需要ニ付テハ各鉄鋼判当證明書発付担任官ノ発行ニ係ル資源名額ニ付ドラム権工研ノ記載シタル充足需要判当証明書ニ依リ現貨ノ配給ヲ受ケルコト
- (ロ) 官廳需要ニ付テハ当該官庁ノ各鉄鋼判当證明書発付担任官ノ発行ニ係ル別紙様式ノドラム権配給申請書ニ依リ現貨ノ配給ヲ受ケルコト

- (3) 外地用 計画産葉用 田賦輸出用ニ付テハ当該需要ノ主務官廳ノ證明ヲ受ケケル別紙様式ノドラム罐配給申込書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト
- (4) 第三國輸出用ニ付テハ輸送原材料配給会社ニ於テ一括購入スルモノトス
- (5) 其ノ他ノ需要ニ付テハドラム罐配給協議会ニ於テ決定シタル需要者別又ハ需要者団体別割当額ノ範圍内ニ於テ夫々現品ノ配給ヲ受ケルモノトス
- 五 ドラム罐配給協議会ハドラム罐工聯内ニ設置シ商工省監督ノ下ニ前項第五号ニ掲ケル需要ニ付用途別割当額ノ決定ヲ為シ之ガ現品供給ノ確保ヲ圖ルモノトス
- 六 当該需要ノ主務官廳ハ輸送品原材料配給会社ハ商工省ヨリ通知アリシル毎四半期第一京門別ドラム罐割当額ヲ配給申込書ノ発行又ハ其ノ證明若ハ購入スルコトヲ得ザルモノトス
- 充足需要ニ付テモ前項ト同様トス
- 七 ドラム罐工聯ハ毎四半期終了後二十日以内ニ当該期ニ於ケル所屬組合員別生産実績並ニ需要部門別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト
- 八 ドラム罐工聯ハ現品ノ引渡ヲ了シタルドラム罐配給申込書ヨリ毎月末取纏メ之ヲ商工省ニ送付スルコト

本申請ニ依リ配給統制ハ昭和十五年度第三四半期（十月乃至十二月）令致細割当後
 リ之ヲ実施スルモノナリ

(様式)

ピラム 譲渡 給 申 込 書

申請者 氏名 住所 電話番号 昭和 年 月 日 印

申請者 氏名 住所 電話番号 昭和 年 月 日 印

申請者 住所 氏名 又ハ 名称 印

ピラム 譲渡 種別	譲 数	所 減 率	素材 換算 重量	必要 月 日				満 期
				月 日	日 数	月 日	日 数	

上記ハ昭和 年 度 第 期 (月 乃 至 月) (別 計 區 産 業 統 制 部 門)
 別 当 類 四 三 〇 配 給 可 得 ク ル ヲ 示 ス

昭和 年 月 日

主務官 鹿倉 行 担任 署名

印

0433

(1) シヤベル スコップ配給統制要綱

一 商工省ハシヤベル スコップノ配給状況ヲ調査シ毎四半期各需産部別ニシヤベル

スコップ別当額ヲ決定シ之ヨリ該需産ノ主務官及日本シヤベル スコップ工業組合

ニ通知スルモノトス

二 日本シヤベル スコップ工業組合ハ其ノ所屬組合員ニ対シ授註ニ適合シタル生産額

当額ヲ該組合ハ總テ日本シヤベル スコップ工業組合ノ失敗部ヲ適ジ指定スル販売業

者ヨリシテ配給セシムルモノトス

三 シヤベル スコップノ配給ヲ受ケントスルトキハ一定ノ期日迄ニ日本シヤベル ス

コップ工業組合ニ対シ配給中込額シ左記ニ依リ日本シヤベル スコップ工業組合ノ指

定スル販売業者ヨリ現品ノ配給ヲ受クルコト

(1) 充足率額ニ付テハ各該額別当證明書発行担任官ノ発行ニ係ル資源を額ニシヤベル

スコッププレート記載シタル充足率額別当證明書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(2) 官庁需要ニ付テハ当該官庁ノ各該額別当證明書発行担任官ノ発行ニ係ル別紙様式ノ

シヤベル スコップノ配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(3) 外地用、計画産需用、川渡輸送用ニ付テハ当該需要ノ主務官庁ノ授印ヲ受ケタル別

紙様式ノシヤベル・スコツプ配給申上書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(4) 其ノ他需要ニ付テハ商工省ヨリ別段ノ指示ナキ限り従前通商手続入セシムルモノト
ス

四 者該需要ノ主務官ナハ商工省ヨリ通知アリル毎四半期需差額別シヤベル・スコツプ
別当額ヲ配給申上書ヲ発行シ又ハ之ニ捺印ヲ押捺スルコトヲ得ザルモノトス
充足軍需ニ付テモ前項ト同様トス

五 日本シヤベル・スコツプ工業組合ハ毎四半期終了後一ヶ月以内ニ当該期ニ於ケル所屬
組合員別生産実績並ニ需要別別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト

六 日本シヤベル・スコツプ工業組合ハ現品ノ引渡ヨリシクルシヤベル・スコツプ配給申
上書ヲ毎月末取纏メ之ヲ商工省ニ送付スルコト

本要綱ニ依ル配給統制ハ昭和十五年年度第三四半期(十月乃至十二月)分鉄鋼配当額ヨリ
之ヲ実施スルモノトス

0435

(様式)

シヤヘル、スゴウラの配給申請書

製鉄部 機関 号
製鉄部 製業 者 名
製鉄部 運送 者 名

日本シヤヘル、スゴウラ工業組合

昭和 年 月 日

需要者住所氏名又ハ名称 印

シヤヘル、スゴウラ 種 別	個 数	歩 減 率	素材換算重量	希 望 月 日		引 渡 月 日		備 考
				月 日	個 数	月 日	個 数	

上記ハ昭和 年 月 日 (例計臣 製業 鉄鋼部門) 割当額内ヨリ
) 配給ヲ受ケルコトヲ承認ス

昭和 年 月 日 主務官ノ捺印姓名 印

(4) 製糖用配給規則並紙

商工省ニ製糖規則ニ係ル製造ノ調査ニ在リテ期々製糖部門ヨリニ成糖額割当額ヲ決定シ之
ト当該製糖ノ主務官ノ及中ノ成糖額調査業組合ノノ下請商等ニ對シテハ、白糖ノ下請ト

0436

二 磨帶鋼工組ハ其ノ所屬組合員ニ対シ受註ニ適合シタル生産額當リ爲シ毎四半期需要部ハ別割当額、磨帶鋼ノ生産ヲ確保スルコト

三 磨帶鋼ノ配給ヲ受ケントストキハ一定期日迄ニ磨帶鋼工組ニ対シ配給中止ヲ爲シ左ノニ依リ磨帶鋼工組又ハ其ノ指定スル販賣業者ヨリノ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(1) 充足軍需ニ付テハ各鉄鋼割当証明書發行担任官ノ発行ニ係ル資源名額ニ「磨帶鋼」ト記載シタル充足軍需割当証明書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(2) 官ノ需要ニ付テハ当該官ノ各鉄鋼割当証明書發行担任官ノ発行ニ係ル別紙様式ノ磨帶鋼配給中止書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(3) 外地用、計画産業用、同域輸出用ニ付テハ当該需要ノ主務官ノ註印ヲ受ケタル別紙様式ノ磨帶鋼配給中止書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(4) 第三回向輸出用ニ付テハ輸出入原料材料配給会社ニ於テ一括購入スルモノトス

(5) 其ノ他ノ需要ニ付テハ磨帶鋼配給協議会ニ於テ決定シタル需要者別又ハ需要者団体別割当額ノ範圍内ニ於テ夫々現品ノ配給ヲ受ケルコト

四 磨帶鋼配給協議会ハ磨帶鋼工組内ニ設置シ商工省監督ノ下ニ前項第五号ニ掲ゲル需要ニ付用途別割当額ノ決定ヲ爲シ之ガ現品供給ヲ確保ヲ図ルモノトス

0437

五 当該需要ノ主務官又ハ輸出品原材料配給会社ハ商工省ヨリ通知アリタル毎四半期需要
 部門別磨帶鋼割当額ヲ按テ配給申上書ノ発行又ハ其ノ證印若ハ購入スルコトヲ得ガレモ
 トス

充足軍需ニ付テモ前項ト同様トス

六 磨帶鋼工組ハ毎四半期終了後一ヶ月以内ニ当該期ニ於ケル所屬組合員別生産実績並ニ需
 要部門別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト

七 磨帶鋼工組ハ現品ノ引渡ヲ了シタル磨帶鋼配給申上書ヲ毎月末取纏メ之ヲ商工省ニ送附
 スルコト

備考 本要綱ニ於ケル包装用磨帶鋼ヲ含マサルモノトス
 (様式)

磨帶鋼配給申上書

昭和 年 月 日

製 造 者 名
 製 造 廠 名
 製 造 所 名

磨帶鋼工業組合

需要者住所氏名又ハ名称

印

製 造 者 名	製 造 廠 名	製 造 所 名	材 質	規 格	厚 度	長 度	幅 度	備 考

上記ハ昭和 年 度 第 期 (月 乃 至 月) (別 封 函 産 業 課 部 門) 別 当 該 内 ヲ

配 給 ヲ 受 ケル ヲ ト ヲ 承 認 ス

昭 和 年 月 日

主 務 官 廳 発 行 担 任 官 名 印

配 給 注 意 歩 減 率 度 々 2.4 粘 ~ 0.6 3 粘 ハ 7 % 0.6 2 粘 ~ 0.3 3 粘 ハ 8 %

0.3 2 粘 ~ 0.1 8 粘 ハ 10 % 0.1 7 粘 ~ 0.1 粘 ハ 12 %

(1) 電 線 管 配 給 統 制 要 綱

- 一 本 要 綱 ニ 依 リ 配 給 統 制 ヲ 実 施 セ ン ト ス ル 電 線 管 (附 屬 品 ヲ 含 ム 以 下 同 ジ) ト ハ 日 本 電 線 管 工 業 組 合 聯 合 会 (以 下 電 線 工 聯 ト 称 ス) ニ 所 属 ス ル 組 合 員 1 製 造 ス ル モ ノ ト ス
- 二 商 工 省 ハ 電 線 管 ノ 需 給 状 況 ヲ 調 査 シ 毎 四 半 期 各 需 要 部 門 別 ニ 電 線 管 割 当 額 ヲ 決 定 シ 之 ヲ 当 該 需 要 ノ 主 務 官 庁 及 電 線 管 工 聯 ニ 通 知 ス ル モ ノ ト ス
- 三 電 線 管 工 聯 ハ 其 ノ 所 属 組 合 員 ニ 対 シ 受 注 ニ 適 合 シ タ ル 生 産 割 当 ヲ 為 シ 其 ノ 製 品 ハ 總 々 電 線 管 工 聯 ノ 共 販 部 又 ハ 其 ノ 指 定 ス ル 販 賣 業 者 ヲ シ テ 配 給 セ シ ム ル モ ノ ト ス
- 四 電 線 管 ノ 配 給 ヲ 受 ケ ン ト ス ル ト キ ハ 一 定 ノ 期 日 迄 ニ 電 線 管 工 聯 ニ 対 シ 配 給 申 込 ヲ 為

シ左記ニ依リ電線管工辭又ハ其ノ指定ナル販売業者ヨリ現品ノ配給ヲ受クルコト

(1) 充足軍需ニ付テハ各鉄鋼割当證明書発行担任官ノ発行ニ依ル資源名欄ニ「電線管」ト記載シタル充足軍需割当證明書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(2) 官廳需給ニ付テハ当該官庁ノ各鉄鋼割当證明書発行担任官ノ発行ニ依ル別紙様式ノ電線管配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(3) 外地用ノ計画産業用、川域輸出用ニ付テハ当該需要ノ主務官庁ノ証印ヲ受ケタル別紙様式ノ電線管配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(4) 其ノ他ノ需給ニ付テハ商工省ヨリ特別ノ指示ナキ限り従来適宜購入セシムルモノトス

五、当該需要ノ主務官庁ハ商工省ヨリ通知アリタル毎四半期需要部門別電線管割当額ヲ該工配給申請書ヲ発行シ又ハ之ニ證印ヲ押捺スルコトヲ得ザルモノトス但シ特別ノ事情ニ依リ左割当額ヲ該工電線管配給申請書ヲ発行シ又ハ之ニ證印ヲ押捺シタルトキハ

次期割当額ヨリ其ノ超過額ヲ控除スルモノトス

充足軍需ニ付テモ前項ト同様トス

六、電線管工辭ハ五、四半期終了後一ヶ月以内ニ当該期ニ於ケル所屬組合同員別生産実績並

ニ需要部門別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト

七、電線管工聯ハ現品ノ引渡ヲ了シタル電線管配給申上書ヲ毎月取纏メ之ヲ商工省ニ送付スルコト

八、本要綱ニ依ル配給統制ハ昭和十五年度第三四半期（十月乃至十二月）令鉄鋼配当額ヲ実施スルモノトス

電線管配給申上書

昭和 年 月 日

(様式)

日本電線管工業組合聯合会

需要者住所氏名又ハ名称 印

需要者名
製造者名
統制者名
製造者名
製造者名

種 類	規 量	素材換算量	歩 減 率	需 要 日 間		引 渡 日 間		備 考
				月 日	製 造 量	月 日	製 造 量	

上記ハ昭和 年 度 第 一 期 (月 乃 至 日) (例 計 臣 産 業 用 鉄 鋼 部 門) 割 当 額 内 ヲ

11B-

0441

配給ヲ受ケルコトヲ承認ス

昭和 年 月 日

主務官廳発行担任署名

印

記載注意

一 厚鋼(一分厚) 電線管ニ付テハ製出重量ノ表示換算重量ト同一トス

二 薄鋼(五分厚) 電線管ニ付テハ歩減率ノ〇%トス

(又) 荷造包装用帯鋼ノ取扱要綱

一 荷造包装用鉄帯(洋燭燭金用ヲ含ム)ハ其ノ寸法ノ特殊ナルコト及其ノ需要範圍が極メテ広汎ナルコト等ノ点ニ鑑ミ之が取扱ヲ他ノ一般帯鋼ト區別シ製出トシテ取扱フコトトス

二 荷造包装用帯鋼ニハ第三鋼材販賣株式会社ニ於テ取扱フモノ(鉄鋼割当証明書ヲ必要トスルモノ)ト日本磨帶鋼工業組合ニ於テ取扱フモノ(鉄鋼割当證明書ヲ必要トセザルモノ)同組合発行ノ配給券ヲ必要トスルモノトナルヲ以テ右両品種ノ供給者ヨシテ荷造包装用帯鋼配給統制協議会(以下協議会ト称ス)ヲ組織セシメ商工省監督ノ下ニ之が配給統制ノ實際ニ當ラシムルコトトス

三 協議会ハ毎四半期ニ商工省ヨリ指示ヲ受ケタル后種別供給数量ノ範圍内ニ於テ需要

若列配給数量ノ決定ヲ為スモノトス

四 商工省必要アリト認メタルトキハ協議会ニ対シ需要部門別又ハ需要者別割当数量ヲ決定シ之ガ配給ヲ為シシムルコトアルモノトス

五 本要綱ニ依ル配給統制ハ昭和十五年度第三四半期(十月乃至十二月)分鉄鋼割当額ヨリ実施スルモノトス

(様式)

新造包裝用帶鋼(塵帶鋼)配給申請書

新造包裝用帶鋼配給統制協議会 昭和 年 月 日

需要者住所氏名又ハ名称 即

- 考 製 機 内 名
- 製 統 制 者 名
- 号 記 業 者 名
- 取 込 産 業 者 名
- 造 業 者 名

使用目的	厚	幅	枚	量	焼	筋	需要日			備	考	
							数	月	日			

在 家中、焼地、新造、塵帶鋼、場合ニ適用スルモノトス

(11)

五カロンの権限給統制要綱

- 一 本要綱ニ依リ配給統制ヲ実施セシトスル五カロン權トハ五カロン權工業組合ニ所屬スル組合員ノ製造スルモノトス
- 二 商工省ハ五カロン權ノ需給状況ヲ調査シ毎四半期各需要部門別ニ五カロン權工業組合ニ對シテ決定シ之ヲ當該需要ノ主務官ノ需要統制団体及五カロン權工業組合ニ通知スルコト
- 三 五カロン權工業組合ハ所屬組合員ニ對シテ受託ニ適合シタル生産割當ヲ爲シ毎四半期需要部門別割當額ノ五カロン權ノ生産ヲ確保スルコト
- 四 五カロン權ノ配給ヲ受ケントストモハ一定期日迄ニ五カロン權工業組合ニ對シテ配給申シヲ爲シ左記ニ依リ五カロン權工業組合ヨリ現品ノ配給ヲ受ケルコト
- 五 充足軍需ニ付テハ各該鋼割當證明書發行担任官ノ發行ニ係ル資源名欄ニ「五カロン」ト記載シタル者充足軍需割當證明書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト
- 六 官廳需要ニ付テハ各該官庁ノ各該鋼割當證明書發行担任官ノ發行ニ係ル別紙様式ノ五カロン權配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト
- 七 外地用ノ計原産業用ノ地域輸出ノ用ニ付テハ各該需要ノ主務官又ハ需給統制団体ノ証明ヲ受ケタル別紙様式五カロン權配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

- (4) 第三回向輸出用ニ付テハ輸出品原材料配給公社ニ於テ一括購入スルモトス
- (5) 其ノ他ノ需要ニ付テハ五ガロン配給協議会ニ於テ決定シタル需要者別又ハ需要者団体別割当額ノ範圍内ニ於テ夫々現品ノ配給ヲ受クルコト
- 五 五ガロン配給協議会ハ五ガロン在工業組合内ニ設置シ商工省監督ノ下ニ前項第五号ニ掲グル需要ニ付用途別割当額ノ決定ヲ爲シ之ガ現品供給ノ確保ヲ図ルモトス
- 六 当該需要ノ主管官庁需要統制団体又ハ輸出品原材料配給公社ハ商工省ヨリ通知アリタル毎四半期需要部門別五ガロン在割当額ヲ配給申請書ノ発行又ハ其ノ證印若ハ購入スルコトヲ得ザルモノトス但シ特別ノ事情ニ依リ右割当ヲ配給申請書ヲ発行シ又ハ之ニ證印ヲ押捺シタルトキハ次期割当額ヨリ其ノ超過額ヲ控除スルモトス
- 充足軍需ニ付テモ前項ト同様トス
- 七 五ガロン在工業組合ハ毎四半期終了後一ヶ月以内ニ当該期ニ於ケル所屬組合員別生産実績並ニ需要部門別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト
- 八 五ガロン在工業組合ハ現品ノ引渡ヲ了シタル五ガロン在配給申請書ヲ毎月末取纏メ之ヲ商工省ニ送附スルコト
- 九 本要綱ニ依ル配給統制ハ昭和十五年度第三四半期(十月乃至十二月)カ林烟配当額ヨ

二天

リ之ヲ実施スルコト

備考 需統制団体ニ於テ捺印スル配給申請書ニシテ現ニ実施中ノ様式アルモノハ

其レニ依ルコト

(様式)

五ガロノ罐配給申請書

昭和 年 月 日

番号
需統制団体
名称
製造者
名称
数量

五ガロノ罐工業組合

需統制団体名称

印

五ガロノ罐種別	罐数	素材採算数量	源泉日数		引渡日数		備考
			日数	日数	日数	日数	

上表ハ昭和 年 月 日 至 月 日 (別計医薬産業石油部門) 前当管内ヨリ配給ヲ受ケルコトヲ承認ス

0446

配給事項

- 一 一般五ツロシ生ハ、ブリキ一匹ニ付、八ツ五個トス
- 二 グラス用及雑器用五ツロシ生ハ、ブリキ一匹ニ付、八ツ七個トス
- 三 輸送食糧貯蔵用五ツロシ生ハ、ブリキ一匹ニ付、八ツ五個トス

(オ) 王冠配給統制要綱

- 一 本要綱ニ依リ配給統制ヲ実施セントスル王冠トハ王冠ユルク工業組合聯合会ニ所属セル組合員ノ製造スルモノトス
- 二 商工省ハ王冠ノ配給状況ヲ調査シ、毎四半期各需要部門^別王冠割当額ヲ決定シ、之ヲ当該需要ノ主務官^ノ及王冠ユルク工業組合聯合会(以下王冠ユルク工業部ト称ス)ニ通知スルコト
- 三 王冠ユルク工業部ハ其ノ所属組合員ニ対シ受註ニ適合シクル生産割当額ヲ毎四半期需要部門別割当額^ノ王冠ノ生産ヲ確保スルコト
- 四 王冠ノ配給ヲ受註セントスルトキハ一定期日迄ニ王冠ユルク工業部ニ対シ配給申込^レヲ爲シ、左部ニ依リ王冠ユルク工業部ノ指定シタル製造業者^ヲハ販売業者ヨリ現品ノ配給ヲ受

0447

クルコト

(1) 充足軍需ニ付テハ各鉄鋼割当證明書発行担任官ノ発行ニ依ル資源名額ニ王冠ト記
數シタル充足軍需割当証明書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(2) 外地用 内地輸出入用ニ付テハ当該需要ノ主務官ナリ証明ヲ受ケタル別紙様式ノ王
冠配給申上書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(3) 第三國向輸出入用ニ付テハ輸出入原材料配給会社ニ於テ一括購入スルモノトス

(4) 其ノ他ノ需要ニ付テハ王冠配給協議会ニ於テ決定シタル需要者別又ハ需要者団体
別割当額ノ範圍内ニ於テ夫々現品ノ配給ヲ受クルコト

五 王冠コルク配給協議会ハ王冠コルク工聯内ニ設置シ商工省監督ノ下ニ前項第四号ニ
掲ゲル需要ニ付用途別割当額ノ決定ヲ爲シ之ガ現品供給ノ確保ヲ図ルモノトス

六 当該需要ノ主務官又ハ輸出入現材料配給会社ハ商工省ヨリ通知アリタル五回半期需
要部門王冠割当額ヲ超シ配給申上書ヲ発行又ハ其ノ證明若ハ購入スルコトヲ得ザルモ
トス但シ特別ノ事情ニ依リ右割当額ヲ超シ配給申上書ヲ発行又ハ之ニ證明ヲ押捺シ
タルトキハ次期割当額ヨリ其ノ超過額ヲ控除スルモノトス 充足軍需ニ付テモ前項ト
同様トス

七、王冠コルク工研ハ毎四半期終了後一ヶ月以内ニ当該期ニ於ケル所屬組合員生産実績並ニ需要部門別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト

八、王冠コルク工研ハ現品ノ引渡ヨリ「シシトル」王冠配給申込書ヲ毎月公取簿メ之ヲ商工省ニ送付スルコト

九、必要額ニ依ル配給統制ハ昭和十五年度第三四半期（十月乃至十二月）分鉄鋼配当額

ヨリ之ヲ実施スルモノトス

（様式）

王冠配給申込書

昭和 年 月 日

王冠コルク工業組合聯合会
 代表者
 姓名
 署名
 捺印
 製造数量

需要指定者姓名又ハ名称

印

王冠種類	個数	單位材料算量	必要日数		引渡日数		備考
			日	数	日	数	

昭和二十一年四月五日 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

昭和二十一年四月五日

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣

(7) 船用鏡 配給統制要綱

一 本要綱ニ依リ配給統制ヲ実施セントスル船用鏡トハ日本船用鏡工業組合ニ所属スル組合員ノ製造スルモノトス

二 商工業ノ船用鏡ノ需給状況ヲ調査シ毎四半期各需要部門別ニ船用鏡割当額ヲ決定シ之ヲ各需要地域ニ於ケル監督官ナリ需要官ナリ及日本船用鏡工業組合ニ通知スルモノトス

三 日本船用鏡工業組合ハ其ノ所属組合員ニ対シ受注ニ適合シテナル生産割当ヲ爲シ且四半期需要地域別又ハ需要官ノ別割当額ノ船用鏡ノ生産ヲ確保スルモノト

四 船用鏡ノ配給ヲ受ケントスルトキハ日本船用鏡工業組合ニ対シ配給申請ヲ爲シ左記ニ依リ日本船用鏡工業組合ノ指定スル製造業者又ハ販売業者ヨリ現品ノ配給ヲ受ケルモノト

(1) 内地ニ於テ需要スルモノニシテ船舶安全法ノ適用ヲ受ケル船舶ニ使用スルモノニ付テハ當該監督官ノ證印ヲ受ケタル別紙様式ノ船用鎖配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(2) 前項以外ノ用途ニ使用スル内地官ノ需要ニ付テハ當該官ノ割当證明書發行担任官ノ発行ニ係ル別紙様式ノ船用鎖配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(3) 外地ニ於テ需要スルモノニ付テハ當該地域ニ於ケル監督官ノ證印ヲ受ケタル別紙様式ノ船用鎖配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(4) 滿洲又ハ支那ニ於テ需要スルモノニ付テハ對滿事務局又ハ興亞院ノ證印ヲ受ケタル別紙様式ノ船用鎖配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(5) 其ノ他ノ需要ニ付テハ商上有ヨリ指示トキ限リ従来通り適宜購入セシムルコト

五 監督官ノハ需要官ノ(對滿事務局及興亞院ヲ含ム)ハ原則トシテ商上有ヨリ通知アリタル定四年間需要部門別船用鎖割当額ヲ割上配給申請書ヲ発行シ又ハ之ニ證印ヲ押捺スルコトヲ得ザルモノトス但シ特別ノ事情ニ依リ右割当額ヲ割上配給申請書ヲ発行シ又ハ之ニ證印ヲ押捺シタルトキハ次期割当額ヨリ其ノ超過額ヲ控除スルモノトス

六 日本船用鎖上乗組合ハ五四年期終了後一ヶ月以内ニ當該期ニ於ケル所屬組合員別生

産業矯正ニ關連地域別又ハ需要官ノ別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト

七 日本私用鎖工業組合ノ規程ノ引渡シマシムル私用鎖配給申請書ハ毎月末取極メ之ヲ

商工省ニ送付スルコト

八 必要鋼ニ依リ配給統制ハ昭和十五年第三四半期(十月乃至十二月)分鉄鋼配当額ヨリ之ヲ実地スルコトナス

私用鎖配給申請書

(様式)

日本私用鎖工業組合

昭和 年 月 日

需要者住所氏名又ハ名該

印

製造廠
製造者
製造者
製造者
製造者

種 類	造 廠 番 号 又 ハ 販 名	總 噸 数	用 途	備 考

製 品 名	寸 法	長	箇 数	表 対 換 算 重 量 <small>短</small>	歩 留	需 要 年 月 日	納 入 年 月 日

上記ハ昭和 年度第 期 (月 日) (通商産業部(内務省) 領当額内
ヨリ配給ヲ受ケルモノヲ承認ス

昭和 年 月 日

通商産業省 通商産業局長 官署名
(通商産業省 官署名)
印

(ウ) ツルハシ・ハンマー配給統制要綱

- 一 本要綱ニ依リ配給統制ヲ実施セントスル ツルハシ・ハンマーハ日本ツルハシハンマー工業組合ニ所属スル組合員ノ製造スルモノトス
- 二 商工省ハツルハシ・ハンマーノ供給状況ヲ調査シ毎四半期各重要部門列ニツルハシハンマー判当額ヲ決定シ之ヲ該当需要ノ主務官及日本ツルハシ・ハンマー工業組合ニ通知スルモノトス
- 三 日本ツルハシ・ハンマー工業組合ハ其ノ所属組合員ニ対シ受託ニ適合シタル生産判当額ヲ毎四半期各重要部門別判当額ノツルハシ・ハンマーノ生産ヲ確保スルモノトス
- 四 ツルハシ・ハンマーノ配給ヲ受ケントスルトキハ一定ノ期日迄ニ日本ツルハシ・ハンマー工業組合ニ対シ配給申請ヲ爲シ左記ニ依リ日本ツルハシ・ハンマー工業組合又

三

0453

ハ其ノ指定スル販賣業者ヨリ現品ノ配給ヲ受クルコト

(1) 充足軍需ニ付テハ各鉄鋼割当證明書発行担任官ノ発行ニ依ル資源名額ニヨツルハ
シ、ハンマールト記載シタル充足軍需割当證明書ニ依リ配給ヲ受クルコト

(2) 官庁需要ニ付テハ当該官庁ノ各鉄鋼割当證明書発行担任官ノ発行ニ依ル別紙様式
ノツルハシ、ハンマール配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(3) 外地用・計画産業用、工場輸出入ニ付テハ当該需用ノ主管官庁ノ捺印ヲ受ケタル
別紙様式ノツルハシ、ハンマール配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト

(4) 其ノ他ノ需要ニ付テハ商工省ヨリ別段ノ指示ナキ限り従来箇直宜購入セシムルモ
トス

五 当該需要ノ主管官庁ハ商工省ヨリ通知アリタル毎四半期需要部門別ツルハシ、ハン
マール割当額ヲ配給申請書ヲ発行シ又ハ之ニ捺印ヲ押捺スルコトヲ得ザルモノトス
充足軍需ニ付テモ前項ト同様トス

六 日本ツルハシ、ハンマール工業組合ハ現品ノ引渡ヲ了シタルツルハシ、ハンマール配
給申請書ヲ毎月末取纏メ之ヲ商工省ニ送付スルコト

七 日本ツルハシ、ハンマール工業組合ハ毎四半期終了後一ヶ月以内ニ当該期ニ於ケル所

高祖合親列主在英德法三國海軍部內別賜給文據ニ附テ合ニ特許スルモノ
 八 公使館ニ依リ別給文據ノ給付十五年及第三回特許（十四及十五）（公使館領事館
 正ニテ下米將スルモノニス

(様式)

ソルハハンデーニ 照給由ハ書

日本ソルハハンデーニ 工業組合

昭和 年 月 日 印
 需要者住所氏名又ハ名称

号
 製呂統別機関名
 取者者名
 製造者

ソルハハンデーニ 別	個	收	半	波	年	素以 夜集主量	場			備	考
							日	月	日		

上記ハ 昭和 年 月 至 月 月 (別計西産業統綱部内) 利空頭内ヨリ 照給
 付受ケルモノトナ水取不

昭和 年 月 日

主務官廳奉行担任者名

印

0455

(三) サツシユ配給統制要綱

一 本要綱ニ依リ配給統制ヲ実施セントスル サツシユ(附屬品ヲ含ム以下同ジ)トハ日本サツシユ製造工業組合聯合会(以下サツシユ工研ト称ス)ニ所属スル組合員ノ製造スルモノトス

二 商工省ハサツシユノ供給状況ヲ調査シ毎四半期各需要部門別ニサツシユ配当額ヲ決定シ之ヲ当該需要ノ主管官ノ及日本サツシユ工研ニ通知スルコト

三 サツシユ工研ハ其ノ所属組合員ニ対シ受託ニ適合シタル生産割當ヲ爲シ其ノ製造ハ總テサツシユ工研ノ取扱部ヲ通ジ之ヲ配給スルコト

四 サツシユノ配給ヲ受ケントスルトキハ担任官一定期日迄ニサツシユ工研ニ対シ配給申込ヲ爲シ左記ニ依リサツシユ工研又ハ其ノ指定スル取扱業者ヨリ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(一) 充足率簿ニ付テハ各鉄鋼割當證明書発行ニ依ル資源名簿ニサツシユユニット記載シソル充足率簿割當證明書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(二) 官廳需要ニ付テハ当該官庁ノ各鉄鋼割當證明書発行担任官ノ発行ニ依ル割當様式ハサツシユ配給中心書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(3) 外地用、計画産業用、可成輸出用ニ付テハ当該需要ノ主務官ナリ、捺印ヲ受ケタル別紙様式ノサツシエ配給申込書ニ依リ現品ノ配給ヲ受ケルコト

(4) 其ノ他ノ需要ニ付テハ商工省ヨリ別紙ノ指示ナキ限リ従来通り適宜購入セシムルコト

五、当該需要ノ主務官ナリハ商工省ヨリ通知ソリタル毎四半期需要部門別サツシエ割当額ヲ配給申込書ヲ発行シ又ハ之ニ捺印ヲ押捺スルコトヲ得ザルモノトス、但シ特別ノ事情ニ依リ右割当額ヲ割当配給申込書ヲ発行シ又ハ之ニ捺印ヲ押捺シタルトモハ以

割当額ヨリ其ノ超過額ヲ控除スルモノトス、充足軍需ニ付テモ前項ト同様トス

六、サツシエ工解ハ毎四半期終了後一ヶ月以内ニ当該期ニ於ケル所属組合員別生産実績並ニ需要部門別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト

七、サツシエ工解ハ現品ノ引渡ヲ了シタルサツシエ配給申込書ハ毎月末日取纏メ之ヲ商工省ニ送付スルコト

八、不要鋼ニ依ル配給統制ハ昭和十五年度第三四半期(十月乃至十二月)分鉄鋼配当額ヨリ之ヲ実施スルモノトス

0457

(様式)

サツイン配給申込書

券号
製造統制機関名
取巻業者名
製造業者名

昭和 年 月 日

日本サツイン製造工業組合聯合会

0458

需要者住所氏名又ハ名称 印

製品名	製品重量	素材換算数量		券消費率	需要年月日			納入年月日		
		種	所							

上記ハ昭和 年度第 期 (月乃至 月) (例計重産業鉄鋼部門) 割当額内ヨリ配給ヲ受クルコトヲ承認ス

昭和 年 月 日

主務官廳発行担任官名 印

記載注意 1. 製造業者ハ製造統制機関ニ於テ需要者ノ希望ヲ本位トシテ決定スルモノトス
2. 消費率ハ具体的に算出シ決定スルモノナルニ付製造統制機関ニ付照会セラレ度

(夕) 粉砕用ボールド配給統制要綱

- 一 本要綱ニ依リ配給統制ヲ実施セントスル粉砕用ボールドハ日本鉱山ボールド工業組合ニ所屬スル組合員ノ製造スルモノトス
- 二 商工省ハ粉砕用ボールドノ需要状態ヲ調査シ毎四半期各需要部門ニ粉砕用ボールド判当額ヲ決定シ之ヲ当該需要ノ主務官庁ニ需要統制団体及日本鉱山ボールド工業組合以下ボールド相合ト称スルニ通知スルコト
- 三 ボールド組合ハ其ノ所屬組合員ニ対シ受註ニ適合シタル生産判当ヲ爲シ毎四半期需要部門判当額ノ粉砕用ボールドノ生産ヲ確保スルコト
- 四 粉砕用ボールドノ配給ヲ受テントスルトキハ一定期日迄ニボールド組合ニ対シ配給申請ヲ爲シ
左記ニ依リボールド組合ヨリ又ハ其ノ指定シタル製造業者ヨリ塊
石ノ配給ヲ受テラルコト
- 五 外地用 山域輸出用ニ付テハ当該需要ノ主務官庁ノ捺印ヲ受テタル別紙様式(一)
ノ粉砕用ボールド配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受クルコト
- 六 製鉄工業用 鉱山用 運り事業用 セメント用ニ付テハ当該産業ノ需要統制団体
ノ捺印ヲ受テタル別紙様式(三)ノ粉砕用ボールド配給申請書ニ依リ現品ノ配給ヲ受

クルコト

(3) 其ノ他ノ需要ニ付テハ商工省ヨリ別段ノ指示ナキ限リボール組合ハ適宜配給スルコト

五 当該需要ノ主務官廳又ハ需要統制団体ハ商工省ヨリ通知アリケル毎四半期需要部門

別給許用ボール割当額ヲ並ニ配給申シ書ヲ発行シ之ニ蓋印ヲ押捺スルコトヲ得ザルモ

ノトス但シ特別ノ事情ニ依リ右割当額ヲ並ニ配給申シ書ヲ発行シ又ハ之ニ蓋印ヲ押捺

シタルトモハ次期割当額ヨリ其ノ超過額ヲ控除スルモノトス

六 ボール組合ハ毎四半期終了後一ヶ月以内ニ当該期ニ於ケル所屬組合員別生産実績並

ニ需要部門別配給実績ヲ商工省ニ報告スルコト

七 ボール組合ハ現品ノ引渡ヲ了シタル給許用ボール配給申シ書ヲ毎月末日取纏メ商工省

ニ送附スルコト

八 本要綱ニ依ル配給統制ハ昭和十五年度第三四半期(十月乃至十二月)分鉄鋼配給額

ヨリ之ヲ実施スルモノトス

備 考 第四項第一号ノ需要統制団体ニ於テ発行スル配給申シ書ノ様式ハ現行ノ方

法ニ依ルモノトス

(様式)

粉砕用ボール配給申請書

号
製造品統制機関名
製造業者名

昭和 年 月 日

日本鉱山ボール工業組合

需要者住所氏名又は名称

印

0461

粉砕用ボール の種類	寸法	重量	歩減率	材料換算重量	指定月日		引渡月日		備考
					月日	個数	月日	個数	

上記ハ昭和 年度第 期 (月乃至 月) (例科国産炭鉄鋼部門) 割当額内ヨリ

配給ヲ受ケルコトヲ承認ス

昭和 年 月 日

主務官庁発行担任者名

印

注 1 本様式ハ外地用、可燬輸出用ニ限ルコト

2 製造業者名欄ニハ希望スル者ヲ記入シ置ケコト

118

二 配給統制

製造工業組合ハ需給調整協議会ニ於テ決定シタル種類別生産總數量ヨリ其ノ組合員ニ對シテ
前當テ製造業者ハ其ノ前當テラレタル數量ニ相當スル空産ノ製造ヲ為ス

一方各種製造業者同体ハ其ノ所屬団体員ニ對シテ需給調整協議会ニ於テ決定シタル空産
前當數量ニ相當スル空産額前當證明書ヲ交付シ 製造業者ヨリ左ノ前當證明書ト引換ニ空
在リ臨入スルモノトス

現在鉄鋼ノ配給統制ハ相當程度ニ強ルセリテ居ルノテアルガ、最近ニ於ケル國際諸
状態ノ推移ハ今後ノ鉄鋼需給状況ヲシテ一層窮乏ナルモノナラシムル傾向ニアルコト
ハ特ニ民間向配給ニシテ影響ヲ及ボス結果トナルモノト思ハレル 鉄鋼ハ石炭、石油等
ノ如キ消耗物資テナクコレヲ材料トシテ第ニ次又ハ第ニ次製子トナルモノデアラカ
ラソノ配給減ハ之等ノ鉄鋼製品ノ需給状況ニ直ニ影響スルモノデアリ、仍テ政府ニ於テ
ハ、釘、針金、鉄線以下中四品種ノ鉄鋼製品ニ付配給統制ノ必要ヲ認め、各製品毎ニ夫
々ノ事情ヲ斟酌シタル上配給統制要綱ヲ作成シ、物資動員計画ニ即応シタル用途別或ハ
地域別配給統制ヲ実施中デアリ